

契 約 書

広島市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、発注者が指定する拠点で使用する「広島市データセンター等における庁内LANのWAN回線サービス」（以下「WAN回線サービス」という。）に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 受注者は、発注者にWAN回線サービスを提供し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（WAN回線サービスの仕様）

第2条 仕様書のとおり。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結日から令和11年12月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（利用期間）

第4条 利用期間は、令和9年2月19日から令和11年12月31日までとする。

（提供開始の遅延）

第5条 受注者は、利用期間の開始日までにWAN回線サービスの提供を開始できないと見込まれる場合は、その理由及び見込み時期を速やかに発注者へ報告しなければならない。

2 前項の場合において、発注者及び受注者は、代替手段、利用開始時期、対象拠点、契約金額その他必要事項について協議するものとし、必要がある場合は契約内容を変更することができる。

（予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除）

第6条 本契約を締結した翌年度以降において、本契約の契約金額の支払いに係る発注者の歳入歳出予算が減額又は削除された場合は、発注者は当該契約を変更又は解除することができる。

2 受注者が、前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、発注者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

（契約保証金）

第7条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（契約金額）

第8条 契約金額は、次のとおりとする。

円（初期費用＋月額費用（令和9年2月19日から令和11年12月31日分））

（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円）

2 前項の契約金額の内訳となる初期費用及び月額費用は、次のとおりとする。

拠点名	回線タイプ	帯域幅	初期費用(税抜)	月額費用(税抜)
広島市データセンター	帯域確保型	1Gbps	円	円
東区役所、 東区地域福祉センター	帯域確保型	100Mbps	円	円

南区役所	帯域確保型	100Mbps	円	円
西区役所	帯域確保型	100Mbps	円	円
安佐南区役所	帯域確保型	100Mbps	円	円
安佐北区役所	帯域確保型	100Mbps	円	円
安芸区役所	帯域確保型	100Mbps	円	円
佐伯区役所、 佐伯区地域福祉センター	帯域確保型	100Mbps	円	円
大手町平和ビル	帯域確保型	100Mbps	円	円
南区地域福祉センター	帯域確保型	100Mbps	円	円
西区地域福祉センター	帯域確保型	100Mbps	円	円
安佐南区地域福祉センター	帯域確保型	100Mbps	円	円
安佐北区地域福祉センター	帯域確保型	100Mbps	円	円
安芸区地域福祉センター	帯域確保型	100Mbps	円	円
温品出張所	〇〇型	〇〇bps	円	円
似島出張所 (消防似島出張所)	〇〇型	〇〇bps	円	円
佐東出張所	〇〇型	〇〇bps	円	円
祇園出張所	〇〇型	〇〇bps	円	円
沼田出張所	〇〇型	〇〇bps	円	円
白木出張所	〇〇型	〇〇bps	円	円
高陽出張所	〇〇型	〇〇bps	円	円
安佐出張所	〇〇型	〇〇bps	円	円
阿戸出張所	〇〇型	〇〇bps	円	円
矢野出張所	〇〇型	〇〇bps	円	円
湯来出張所	〇〇型	〇〇bps	円	円
消防湯来出張所	〇〇型	〇〇bps	円	円
似島保育園	〇〇型	〇〇bps	円	円
合計			円	円

(検査)

第9条 受注者は、発注者が指定する拠点に WAN 回線サービスを提供し、発注者が使用できる状態に調整を完了し、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の検査に合格したときをもって、受注者から WAN 回線サービスの提供を受けたものとみなす。

(初期費用の支払)

第10条 受注者は、前条の検査に合格したときは、第8条に定める初期費用に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を月額費用の初回請求と同日に発注者へ請求するものとする。

2 発注者は、受注者の発行する請求書により、受注者の指定する期日及び金融機関に前項の初期費用を支払うものとする。

(月額費用の支払)

第11条 受注者は、第8条に定める月額費用に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を1か月毎に発注者へ請求するものとする（当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）。

2 発注者は、受注者の発行する請求書により、受注者の指定する期日及び金融機関等に前項の月額費用を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(拠点の廃止に伴う対応)

第13条 本契約を締結した後、拠点の廃止に伴い、WAN回線サービスを利用する必要がなくなった場合は、発注者は対象拠点において、WAN回線サービスの利用を取りやめることができる。

(契約解除)

第14条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力によりWAN回線サービスを提供する見込みがないと認めたとき。
- (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団

イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等

ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等

エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等

オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、年額費用（1年間の月額予定総額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10パーセントに相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(契約解除後の処理)

第15条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月にWAN回線サービスの提供を受けているときは、契約を解除しなかったものとした場合の同月の料金を、同月の契約解除

した日までの日数を同月の日数で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を受注者に支払うものとする。

（責任の制限）

第16条 受注者の責めに帰すべき理由により、通信回線の利用ができなかった場合は、通信回線が全く利用できない状態にあることを発注者及び受注者が確認した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した時に限り、発注者の損害を賠償するものとする。

2 前項の場合において、受注者は通信回線が全く利用できない状態にあることを発注者と受注者との双方が確認した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限る。）について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って発注者に対して賠償するものとする。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、前条第2項に準じて取り扱うものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第17条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、通信回線の提供に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と通信回線の提供に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により通信回線の提供に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と通信回線の提供に関する協議を行うものとする。

（保守・障害対応）

第18条 受注者は、発注者からの各種問い合わせや申請の受付、不具合や障害の際の連絡などの問い合わせ窓口を設置し、電話、メール、Web等により対応すること。なお、障害に関する問い合わせは、24時間365日対応すること。

2 障害発生等の異常検知など、通信回線のネットワークの状態を24時間365日で監視及び運用すること。

3 障害発生時においては、速やかに復旧を図ること。

（守秘義務）

第19条 発注者及び受注者は、本契約の内容及び締結に際して知り得た情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、この契約の解除後又は終了後においても、前項の守秘義務を順守するものとする。

（その他）

第20条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、発注者と受注者

とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年〇月〇〇日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

代表者 広島市長 松井 一實

受注者 〇〇